

「大量調理施設衛生管理マニュアル」の改正案に関する御意見

提出先：厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部監視安全課

意見提出日：2017年04月28日

提出者氏名：全国保健所長会健康危機管理に関する委員会委員長 前田秀雄

提出意見：

全国保健所長会は、厚生労働省が近年の発生動向を踏まえ、本マニュアルの改正等を通じてノロウイルス等の食中毒対策の強化を図られることに敬意を表するものです。

各保健所と致しましても、本改正の趣旨を踏まえ、国民の健康保護のため、食品衛生法に基づく徹底した食中毒調査、原因者に対する行政処分並びに食中毒未然防止のための監視指導に鋭意努力してまいります。

つきましては、関係施設に対して実効性ある指導を行う視点から、本マニュアルの改正案につきまして、以下の意見を述べさせていただきます。

記

ノロウイルスの検便検査の努力義務化については、以下の課題があると考えます。

- ・一般に健康管理に用いられる簡易な検便検査は、ウイルス量の少ない無症状病原体保有者を確実に把握するには十分でないこと。
- ・一方で、PCR検査等の検出力に高い検査方法は費用が高額であり、定期検査にはなじまないこと。
- ・適切な検査間隔等の実効性のある検査体制について、エビデンスが十分確立されていないこと。
- ・罹患率の低い無症状者に対して検査を行えば、陽性的中率が低いことから多くを偽陽性と判定、不要な就労制限を課す可能性があること。
- ・ウイルス量が少ないために陰性と判定された偽陰性の無症状病原体保有者が、検査結果に安心して衛生管理を不十分にしている懸念があること

以上から、現時点ではノロウイルス検査を努力義務とする環境が十分整っていません。このため、努力義務化は時期尚早であり、検査精度の向上、実効性ある検査制度の確立等の方策が図られた後に実施すべきと考えます。

ノロウイルスによる食中毒の発生防止については、まず、標準予防策としての衛生管理体制の徹底及び今回の改正項目である調理従事者の健康状態の組織的・継続的確認、等により一層の充実強化を図って頂きたいと考えます。